

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年八月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

<p>路 線 名</p>	<p>熊谷小川秩父線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡嵐山町大字越畑字岩崎五 五番一地先から 同郡小川町大字奈良梨字関田五 九番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年八月十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年五月十九日付 け埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第六十三号にお ける道路区域の供用開始で ある。延長四二・〇〇メー トル。</p>